

社の製薬会社（武田薬品工業・大日本製薬・三共）が、現在もなお、独占的にモルヒネを（第一次的に）作っている。[モルヒネの二次的な加工は、3社以外の製薬会社も扱っているであろうが。] このように、3つの製薬会社は、戦前だけでなく、現在もまた、モルヒネ生産を独占していることで、大儲けをしている。

②軍需用。強い痛みどめの作用があるモルヒネは戦場の必需品であった。戦場で兵士が負傷すると、随伴している衛生兵がかけつけ、モルヒネを注射し、とりあえず安全な所に休ませておく。戦闘が一段落したところで、負傷兵を野戦病院に移送し、必要な手術を施した。モルヒネはまた手術の時の麻酔剤としても使われた。人間ばかりでなく、軍馬・軍犬の手術にまでモルヒネを使ったので、戦争の時、軍需用モルヒネの需要ははねあがる。たとえば、日中戦争(1937年)で、需要がそれ以前の約3倍になった。戦争末期、戦争の規模がかつてないほど拡大したこともあって、モルヒネが極度に不足してくる。戦地では、往々にしてモルヒネなしで手術せねばならなかったほどである。このため、軍需用モルヒネが最優先された。本来、医療用や麻薬戦略用に回されるべきモルヒネも、ほとんど全部、軍が取っていった。こうして民需用のモルヒネの供給は極度に減り、民間医療の従事者を困惑させた。

日本軍は衛生兵がモルヒネをまとめて持っていた。この場合、衛生兵が負傷兵の近くに必ずいる必要があった。離れていて、かけつけられない場合、負傷兵は痛みのため、七転八倒し、体力をむだに消耗せねばならなかった。これに対して、アメリカ軍は個々の兵士にモルヒネを持たせた。アメリカの豊かさと同様の兵士をどれぐらい大事にするかという軍事思想の違いが、ここにも現われていた。現在の日本の自衛隊も、モルヒネを備蓄してあるはずである。

③麻薬戦略用。中国などに密輸した。しかし、戦争末期になると、前述したように、軍需用モルヒネの需要が急増してきたので、麻薬戦略用に回すモルヒネの量は確実に減ったであろう。

これら3者の具体的な額や比率は一切、不明である。軍需用モルヒネが優先されたので、戦争の進展により、3者に配分された額や比率は変わっていった。

【5】領事裁判権を悪用してモルヒネ類の密売

中国では阿片やモルヒネ類の密売は厳しく取り締まられていたから、それらを密売する者は死刑を含む重罪に問われた。ところが、在留日本人は治外法権（領事裁判権ともいう。）の特権に守られていたから、たとえモルヒネを密売していることがわかって、中国側の官憲は逮捕・処罰できなかった。傍でじっと見ているしかなかった。日本と中国の間にある不平等条約が、そういった理不尽な事態をもたらしたのである。

それでは、在留日本人は治外法権の特権によって、中国で悪事の「やりたい放題」かという、一応、そうならないような仕組みができていた。すなわち、

中国で罪を犯した在留日本人は、中国側の官憲に代わって、日本の領事館警察（領警と略す）に逮捕され、その地域を管轄する領事の裁判を受けることになっていた。

領事による裁判が、中国側のそれと同等か、それ以上に厳しいものだったならば、中国側も納得したであろう。しかし、領事裁判による判決は一般に軽かった。大量のモルヒネ類を密売し、多くの中国人の財産を蕩尽させ、また、彼らの健康を破壊して、死にいたらしめた、札付きのモルヒネ密売人でさえ、せいぜい退去処分であった。というより、領事裁判では、実際のところ、いちばん重い処罰でも、退去処分ぐらいしかできなかった。それは領事館の建物の物理的な条件からきていた。すなわち、中国各地に置かれた領事館の建物・敷地には限度があった。領事館の中に犯罪人を拘留する施設を作ってはあったが、せいぜい数か月程度の短期間、そこに拘留するのが限界であった。内地の監獄の場合のように、犯罪人を何年もの間、長期に収容するのは、元来、困難であった。だから、重罪人はほとんどの場合、退去処分にした。在留日本人からすれば、相当な重罪を犯しても、せいぜい数か月程度の拘留とその後の退去処分であるから、犯した罪の大きさに比べれば、受ける罰はたいしたことはなかった。日本内地で処罰される場合と比較すれば、中国で在留日本人が領事から受ける処罰の程度は明らかに軽かった。処罰の程度が軽いということは、彼らが罪を犯すことに対して、抑止力がそれほど働かないことを意味した。それでも、モルヒネ密売人の側からすると、退去処分はけっこう応えた。なぜなら、中国から退去させられ、一定期間は再入国できなかったからである。中国に再入国できなければ、モルヒネ密売という「おいしい」仕事にもありつかなかった。だから、彼らは、あつかましくも退去処分より、もっと軽い処罰を求めた。モルヒネ類を日本から中国へ密輸する場合にも、不平等条約が働いた。日本から在留日本人あてに送られた小包郵便を、中国側は開封して中身をチェックできなかった。だから、密輸は至極、簡単であった。古くからの薬の間屋街である大阪の道修町が、中国に対するモルヒネ類の密輸の拠点であった。

領事裁判権は、本来、(欧米諸国から見て)「未開の国」の遅れた法律に、自国の国民をゆだねるわけにはゆかないという理由から設けられた(たとえば、トルコで、イスラム法によって処罰されるのを避けたい)。風俗・習慣・宗教などの違いから来る社会意識の差異を考慮して設けられたものであって、決して経済的な観点、すなわち、金もうけの手段として、設けられたものではなかった。

それを日本はモルヒネ類の密売という、汚い金もうけの手段として利用する。領事裁判権をこのような方面に悪用したのは日本だけであった。1920年代、中国のナショナリズムの高揚に伴い、領事裁判権の撤廃の動きが出てくる。それに対して、日本は最も徹底的に抵抗した。これまで述べてきたように、日